



鳥取県公報

平成 21 年 4 月 21 日 (火)
第 8085 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (284) (福祉保健課) 2
	生活保護法による医療機関の変更の届出 (285) (〃) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (286) (〃) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (287) (耕地課) 2
	県営林産物の物品売払代金の収納の事務の委託 (288) (森林・林業総室) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (289) (治山砂防課) 3
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (5 件) (290～294) (会計指導課) 3
	出納員の権限に属する事務の一部の委任 (295) (〃) 6
	指定居宅サービス事業者の廃止 (296) (東部総合事務所福祉保健局) 6
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (297) (〃) 7
	土地改良区連合の役員の就任 (298) (中部総合事務所農林局) 7
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (299) (西部総合事務所福祉保健局) 8
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (8) (教育総務課) 8
◇ 人委告示	平成 21 年民間企業における夏季一時金に関する調査の実施 (2) (給与課) 9
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況 (2) (総務課) 9
◇ 公 告	狩猟免許試験の実施 (公園自然課) 10
	狩猟免許の更新に係る適正試験等の実施 (〃) 11

告 示

鳥取県告示第284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
浜本眼科クリニック	境港市上道町3443	平成21年4月4日

鳥取県告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	変更年月日
大山町国民健康保険大山口診療所	西伯郡大山町末長483-3	平成21年4月1日

鳥取県告示第286号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
尾西小児科医院	倉吉市上井町一丁目197	平成21年3月31日
山崎内科医院	鳥取市立川町六丁目250	〃
大山町国民健康保険大山口診療所	西伯郡大山町末長290-7	平成21年4月1日

鳥取県告示第287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、淀江宇田川地区土地改良区の定款の変更を平成21年4月14日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成21年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第288号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、県営林産物の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

鳥取県森林組合連合会
株式会社倉吉木材市場
株式会社米子木材市場
石谷林業株式会社智頭支店

2 委託期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

鳥取県告示第289号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成21年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

本高C地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市本高字下土居175	1号
鳥取市本高字下土居ノ一486	2号
鳥取市本高字下土居ノ一487	3号
鳥取市本高字下土居160地先水路敷	4号
鳥取市本高字土居ノ下夕138-7	5号
鳥取市本高字土居ノ下夕137-2	6号
鳥取市本高字下土居170	7号

鳥取県告示第290号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成21年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

久本砕石株式会社役員に対する損害賠償請求事件（平成14年（ワ）第182号）の債権に係る収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部治山砂防課

課長補佐兼主幹 廣岡 靖彦

副主幹 瀬村 正樹

主事 柏木 将吾

3 委任期間

平成21年4月10日から平成22年3月31日まで

鳥取県告示第291号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成21年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

(1) 赤碓港の国有財産の使用に係る既往占用料支払債務確認書に基づく既往占用料

(2) 鳥取港千代ポートパーク既往使用料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部空港港湾課

副主幹 青木 晃

副主幹 杉原 孝治

3 委任期間

平成21年4月13日から平成22年3月31日まで

鳥取県告示第292号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成21年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県生活環境部循環型社会推進課
課長 亀井 雅議
課長補佐兼主幹 前田 浩七
主事 谷口 正
衛生技師 加賀田 大輔
- 3 委任期間
平成21年4月21日から平成22年3月31日まで

鳥取県告示第293号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成21年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
道路法（昭和27年法律第180号）第58条の規定に基づく原因者負担金及び行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定に基づく代執行に係る費用の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県県土整備部道路企画課
課長補佐兼主幹 谷口 正一
副主幹 山根 伸次
主事 梶川 和則
- 3 委任期間
平成21年4月21日から平成22年3月31日まで

鳥取県告示第294号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成21年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務

鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）第14条の規定に基づき鳥取港千代ポートパークにおいて同条例第11条の2第3項の規定による知事の命令に従わない者に科した過料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部空港港湾課

課長補佐兼主幹 高見 光典

主幹 森田 清澄

副主幹 青木 晃

副主幹 杉原 孝治

3 委任期間

平成21年4月13日から平成22年3月31日まで

鳥取県告示第295号

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成21年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

(1) 医療費の自己負担部分の窓口での収納事務

(2) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）第8条に規定する使用料及び手数料の窓口での収納事務及び未収金の収納事務

2 委任を受けた分任出納員

鳥取県立中部療育園

次長 福村 郁雄

非常勤職員 白藤 馨

3 委任期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

鳥取県告示第296号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月21日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
社会医療法人明和会 医療福祉センター	鳥取市東町三丁目307	ウェルフェア北園渡辺病院	鳥取市覚寺181	短期入所療養介護	平成21年3月31日

理事長 渡辺憲

鳥取県告示第297号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成21年4月21日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
社会医療法人明和会 医療福祉センター 理事長 渡辺憲	鳥取市東町三 丁目307	ウェルフェア北 園渡辺病院	鳥取市覚寺181	介護予防短期入 所療養介護	平成21年3月 31日

鳥取県告示第298号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年4月21日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理 事 谷 本 伊勢雄 東伯郡琴浦町大字竹内580
 " 河 本 幹 東伯郡北栄町亀谷242
 " 松 本 正 志 東伯郡琴浦町大字八橋932-5
 " 松 本 昭 夫 東伯郡北栄町江北671
 " 山 下 一 郎 東伯郡琴浦町大字森藤128
 " 田 中 満 雄 東伯郡琴浦町大字八幡792-1
 " 南 場 喜一郎 東伯郡北栄町六尾336
 " 山 本 英 俊 東伯郡北栄町大谷1322-1
 " 宮 本 勝 宏 東伯郡琴浦町大字倉坂669
 " 井 本 和 夫 東伯郡琴浦町大字逢東203
 " 小 松 一 雄 東伯郡琴浦町大字赤碕779
 " 浅 田 義 彰 東伯郡琴浦町大字出上353-3
 監 事 池 本 嗣 男 東伯郡北栄町亀谷604
 " 川 上 久 雄 東伯郡琴浦町大字高岡47-1
 " 竹 中 裕 治 東伯郡琴浦町大字三保370

平成21年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	松 本 正 志	東伯郡琴浦町大字八橋932-5
〃	河 本 幹	東伯郡北栄町亀谷242
〃	石 賀 昭 一	東伯郡琴浦町大字尾張173-3
〃	松 本 昭 夫	東伯郡北栄町江北671
〃	山 下 一 郎	東伯郡琴浦町大字森藤128
〃	田 中 満 雄	東伯郡琴浦町大字八幡792-1
〃	山 本 英 俊	東伯郡大栄町大字大谷1322-1
〃	井 中 信 一	東伯郡北栄町六尾324
〃	宮 本 勝 宏	東伯郡琴浦町大字倉坂669
〃	井 本 和 夫	東伯郡琴浦町大字逢東203
〃	浅 田 義 彰	東伯郡琴浦町大字出上353-3
〃	小 松 一 雄	東伯郡琴浦町大字赤碕779
監 事	中 西 喜久雄	東伯郡琴浦町大字田越322-1
〃	稲 村 勝 男	東伯郡北栄町六尾502
〃	山 田 道 雄	東伯郡琴浦町大字西宮12-1

平成21年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第299号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月21日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
医療法人厚生会	米子市彦名町1250	ショートステイだんだん	米子市彦名町1250	短期入所	平成21年3月31日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第8号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成21年4月21日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成21年4月23日（木）午前10時00分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

3 議題

- (1) 平成21年度鳥取県教科用図書選定審議会への諮問について
- (2) その他

人 事 委 員 会 告 示

鳥取県人事委員会告示第2号

平成21年民間企業における夏季一時金に関する調査を行うので、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年4月21日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 調査の目的

この調査は、厳しい県内の経済情勢にかんがみ、的確に民間の一時金の支給状況を把握し、適正な人事行政の推進に必要な資料を得ることを目的とする。

2 調査対象の範囲

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内事業所

3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

- ア 本年夏季一時金の支給の決定状況
- イ 本年夏季一時金の支給額及び支給月数並びに従業員平均賃金
- ウ 前年夏季一時金の支給額及び支給月数並びに従業員平均賃金
- エ 本年の一時金の支給の決定状況
- オ 本年の一時金の年間支給額及び支給月数並びに従業員平均賃金
- カ 前年の一時金の年間支給額及び支給月数並びに従業員平均賃金

(2) その基準となる期日又は期間

6に同じ。

4 報告を求める者

鳥取県人事委員会

5 報告を求めるために用いる方法

本年、職種別民間給与実態調査の実施を予定している事業所に対して調査票を郵送し、鳥取県人事委員会事務局の職員により聴き取る方法又は調査票を鳥取県人事委員会に返送する方法で行う。

6 報告を求める期間

平成21年4月22日から同年5月1日まで

7 調査票情報の保存期間

5年間

8 結果の公表方法

鳥取県人事委員会のホームページで公表する。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第2号

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第18条の規定により、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成21年4月21日

鳥取県議会議長 鉄 永 幸 紀

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況					
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ
11件	8件	3件				

2 異議申立ての件数及び処理状況

該当なし

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成21年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの。

2 実施期日等

実施期日	時 間	場 所
平成21年7月12日（日）	午前9時30分から午後5時まで	米子会場 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所新館第13会議室ほか
平成21年8月2日（日）	午前9時30分から午後5時まで	鳥取会場 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂ほか
平成21年8月30日（日）	午前9時30分から午後5時まで	倉吉会場 倉吉市住吉町77-1 倉吉市勤労青少年ホーム集会室ほか

3 試験

(1) 科目

ア 適性試験（視力、聴力及び運動能力）

イ 知識試験（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識）

ウ 技能試験（猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）

(2) 時間

6時間30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、住所地を所管する総合事務所長に持参し、又は郵送す

ること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書
- (3) 80円切手1枚（受験票返送用）

5 申込受付期間

平成21年5月11日（月）から各会場ごとに次に掲げる期日までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (1) 米子会場 平成21年7月3日（金）
- (2) 鳥取会場 平成21年7月24日（金）
- (3) 倉吉会場 平成21年8月21日（金）

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 網猟免許又はわな猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 2,800円
 - イ その他の者 4,300円
- (2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を取得するもの
 - ア 法第49条各号に掲げる者 3,900円
 - イ その他の者 5,200円
- (3) 納付方法

(1)及び(2)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課（電話0857-26-7872）又は住所地を所管する総合事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区 分	郵便番号	所 在 地	電話番号
東部総合事務所生活環境局生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3675
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3276
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市鞆町一丁目160	0859-31-9320

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成21年4月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの。

2 実施期日等

(1) 東部総合事務所管内

実施期日	時 間	場 所	対象者
平成21年7月28日（火）	午前9時から	八頭郡八頭町宮谷80	鳥取市（平成16年10月31日に

から同月30日（木）まで	午後1時まで	八頭町郡家公民館大集会室	おける八頭郡河原町、用瀬町及び佐治村の区域に限る。）又は八頭郡に住所を有する者
平成21年8月3日（月）、同月4日（火）、同月10日（月）及び同月11日（火）	午前9時から 午後1時まで	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂	鳥取市（平成16年10月31日における鳥取市、岩美郡国府町及び福部村並びに気高郡気高町、鹿野町及び青谷町の区域に限る。）又は岩美郡岩美町に住所を有する者

(2) 中部総合事務所管内

実施期日	時間	場 所	対象者
平成21年8月18日（火） 及び同月19日（水）	午前9時から 午後1時まで	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所講堂	倉吉市又は東伯郡湯梨浜町若しくは三朝町に住所を有する者
平成21年8月20日（木） 及び同月21日（金）	午前9時から 午後1時まで	東伯郡北栄町由良宿2048 鳥取県農林総合研究所園芸試験場講堂	東伯郡北栄町又は琴浦町に住所を有する者

(3) 西部総合事務所管内

実施期日	時間	場 所	対象者
平成21年8月19日（水） 及び同月20日（木）	午前9時から 午後1時まで	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所会議室棟大会議室	日野郡に住所を有する者
平成21年8月24日（月） から同月26日（水）まで、 同月28日（金）及び 同月31日（月）	午前9時から 午後1時まで	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂	米子市、境港市又は西伯郡に住所を有する者

3 講習

(1) 科目

- ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令
- イ 猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理

(2) 時間

3時間

4 適性試験

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性試験を行う。

- (1) 視力
- (2) 聴力
- (3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を所管する総合事務所長に持参し、又は郵送すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の写し。当該許可を現に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書。

(3) 80円切手1枚(受検票返送用。郵送により申請する者のみ)

6 申込受付期間

平成21年6月22日(月)から各総合事務所ごとに次に掲げる期日までの各日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵送による場合は、当該期日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(1) 東部総合事務所管内 平成21年7月24日(金)

ただし、八頭町郡家公民館での開催に係るものにあつては、平成21年7月17日(金)

(2) 中部総合事務所管内 平成21年8月7日(金)

(3) 西部総合事務所管内 平成21年8月14日(金)

ただし、日野総合事務所での開催に係るものにあつては、平成21年8月7日(金)

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許更新手数料 2,800円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課(電話0857-26-7872)又は住所地を所管する総合事務所の次に掲げる担当課に問い合わせること。

区 分	郵便番号	所 在 地	電話番号
東部総合事務所生活環境局生活安全課	680-0061	鳥取市立川町六丁目176	0857-20-3675
中部総合事務所生活環境局生活安全課	682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3276
西部総合事務所生活環境局生活安全課	683-0054	米子市鞆町一丁目160	0859-31-9320